

2009年10月19日

気象庁長官 殿

株式会社 ウェザーニューズ
代表取締役副社長 宮部 二郎

上申書

台風18号の志摩半島上陸を弊社が発表したことに関して、10月9日（金）に貴庁よりご指摘を頂きました「台風上陸とした技術的根拠等」及び「予報業務許可の条件に対する認識」の2点につきまして、法令遵守の方針に基づき、気象業務法と業務内容との整合をあらためて点検、確認致しました。

その上で、予報業務許可事業者である弊社の意見を下記の通り申し上げますので、貴庁のご高配を賜りたく、宜しくお願い致します。

記

A. 台風上陸とした技術的根拠等

a) 上陸の定義

1. 台風の中心が陸地に乗ることをもって上陸とします。
2. 台風の中心とは、台風全体の循環の核となる部分（台風の目）にある、台風全体を代表する水平渦の中心のこととします。

リアルタイムの解析上は、台風のとみなせる地上気圧極小域の内側にあつて、台風のと同等の空間/時間スケールで安定して存在しているとみなせる「地上レベル付近の水平風の渦」の中心となります。

ただし、台風の目の内側に、複数の風の渦（メソボルテックス）が存在することが明らかな場合には、以下とします。

- 1) 各渦の強度、位置が特定できる場合には、もっとも強い渦の中心をもって台風の中心とします。
- 2) 各渦の強度、位置が明確に特定できない場合には、目を取り巻く壁雲（アイウォール）の円弧の動きと曲率から、その回転運動の中心をもとめて台風の中心とします。

3. 今回の台風 18 号事例

複数のメソボルテックスの存在は確認することはできず、台風の中心として相応とみなせる 1 つの水平風の渦の中心の解析をもって上陸判定を行いました。

b) 解析に使用したデータ／情報

1. 気象庁アメダスデータ（10分値）
2. ウェザーニュース会員情報（ウェザーリポーター他）
3. 海上保安庁灯台データ（大王崎灯台）
4. レーダーデータ
5. 気象衛星データ

c) 解析方法と担当した気象予報士

1. 解析方法

添付資料の「解析結果の概要」をご参照願います。

2. 気象予報士

- ・内藤 邦裕（気象予報士 第 11 号）
- ・安部 大介（気象予報士 第 1271 号）

d) 意思決定の流れ

台風の解析を担当する部署（グローバルストームセンター）およびメソ解析を担当する部署（確報センター）に所属する気象予報士が解析致します。

その結果をリーダーに確認後、発表する流れとなっています。

上記 a) から d) までを検証した結果、台風 18 号は志摩半島に上陸したという解析の内容に技術的な問題は無かったと結論致しました。

B. 予報業務許可の条件に対する認識

a) 予報業務許可について

弊社は気象業務法に基づき「予報業務許可」を貴庁に申請し、許可された予報業務許可事業者であり、法に則った運用を行っています。

気象業務法に基づく「予報業務許可」は名称に示す通り、「予報」に対して行われる許可であり、貴庁発行の「予報業務許可申請等の手引き」によれば「予報とは観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定義されていると認識しています。

b) 予報業務許可の条件に対する認識について

弊社が許可を受けた際の条件に「一般向け予報に関する条件」として、台風に関する情報の項目に「台風の進路等に関する情報は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること」と記載されています。

これは「一般向け予報に関する条件」であるので「台風の進路等」とは、

1. 台風の予想進路を示す予想中心位置
2. 「等」は予想進路に伴う予想最大風速、予想最大瞬間風速、予想中心気圧、予想暴風域、予想強風域

といった「予報」を示しているものと理解しています。

この理解に基づき、弊社では「台風の進路等」は貴庁の台風情報に基づいた予想コンテンツ制作を実施しています。

c) 予報業務許可の条件と解析について

陸上における台風の位置は観測された地上気象データを中心にレーダーや気象衛星を使って解析します。これに加えて弊社では、現地のウェザーニュース会員から寄せられる多数の情報（ウェザーリポート等）を加えて総合的な判断を行っています。

気象業務法は「予報」と「観測」は明確に定義しており、「観測」に基づいて行う解析は予報業務許可の対象ではないと認識しています。

d) 防災情報について

気象業務法には「防災情報」という言葉の定義は記載されておらず、法の運用に適応される場合には新たに共通の認識が必要と思います。

現時点で弊社は、「防災情報」は法的拘束力の無い一般的な名称であると考えています。一方で、「防災情報」は社会的に重要なものであるとも認識しています。

弊社は、気象業務法では「警報」とは、「重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報」と定義しており、「防災情報」においても同様と考えています。

よって、この場合の「警報」は貴庁が一元的に管轄するものと認識しており、貴庁との相互の理解に齟齬は無いものと思っています。

上記 a) から d) までを総合的に判断した結果、解析に基づいて行う台風上陸の発表

は予報業務許可の条件に抵触するものではないと認識しています。

弊社は、気象業務法の第1条に記載されている「・・・気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与する・・・」との目的に賛同するものであります。

弊社は、今後とも貴庁はもちろん、一般の方々、報道関係者、有識者などの参加のもと、インターネットなども活用したオープンな場で、高度情報化など現状に即した社会における防災・減災情報のあり方について議論を深めて行く事が気象業務法の目的にも叶うのではないかと思う次第です。

最後に、弊社の解析技術の向上に資するため、当日の貴庁発表の台風情報の位置解析方法及び使用データの御開示をお願い申し上げます。

以上